

登別市中小企業特別融資要綱

(目的)

第1条 この要綱は、登別市中小企業振興条例（昭和56年条例第13号）第7条に規定する融資のあっせんを行うための登別市中小企業特別融資制度（以下「融資制度」という。）について定めるものとする。

(融資基金)

第2条 登別市長（以下「市長」という。）は、融資運用基金（以下「基金」という。）として、予算の範囲内において別に定める額を取扱金融機関に直接預託する。

(融資枠の設定)

第3条 削除

(取扱金融機関との契約)

第4条 市長は、基金の預託運用に関し、取扱金融機関と次の事項について契約を行なうものとする。ただし、契約期間は1年とし、毎年度更新するものとする。

- (1) 基金の預託額、預託期間及び預託利率に関すること。
- (2) 融資枠及び融資利率に関すること。
- (3) 融資期間及び融資限度額に関すること。
- (4) 本要綱の遵守に関すること。
- (5) その他特に必要と認められること。

(取扱金融機関)

第5条 第8条に規定する融資資金（次項に規定する融資資金を除く。）の取扱金融機関は、次に掲げるものとする。

- (1) 室蘭信用金庫の市内各支店、高砂支店及び工大前支店
- (2) 株式会社北海道銀行の登別支店及び東室蘭支店
- (3) 伊達信用金庫わしべつ支店
- (4) 株式会社北洋銀行の市内及び室蘭市内の各支店

(取扱金融機関の業務)

第6条 資金の融資、回収及びその他必要な業務は、取扱金融機関の責任において行うものとする。

- 2 取扱金融機関は、この要綱による融資に関しては、その他の融資と明確に区分して処理するものとする。
- 3 取扱金融機関は、融資制度の資金の融資業務を行うにあたっては、登別市と緊密な連携を保ち、迅速適格に行うよう努めるものとする。

(欠損負担)

第7条 融資を行った資金が回収不能のため欠損を生じたときは、取扱金融機関の負担として処理するものとする。

(融資資金の種類)

第8条 融資資金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般事業資金
- (2) 団体事業資金
- (3) 事業所開設資金
- (4) 小口事業資金
- (5) 小規模商工業近代化資金
- (6) 新分野進出支援資金

(融資対象及び条件等)

第9条 融資の対象及び条件等の運用については、前条の融資資金の種類ごとに別表に定めるとおりとする。

(利率の改定)

第9条の2 一般事業資金、団体事業資金及び事業所開設資金の融資利率の改定は、北海道中小企業総合振興資金融資制度における一般貸付の固定金利利率改定の1月後に行なうこととし、その改定幅は、当該利率の改定幅に連動して、市長が別に定める。

2 小口事業資金の融資利率の改定は、北海道中小企業総合振興資金融資制度における小口の固定金利利率改定の1月後に行うこととし、その改定幅は、当該利率の改定幅に連動して、市長が別に定める。

3 新分野進出支援資金の融資利率の改定は、北海道中小企業総合振興資金融資制度における政策サポートの固定金利利率改定の1月後に行うこととし、その改定幅は、当該利率の改定幅に連動して、市長が別に定める。

4 小規模商工業近代化資金の融資利率の改定は、4月1日及び10月1日(以下「基準日」という。)の1月後とし、当該基準日の6月前の基準日と当該基準日とにおける長期プライムレートの改定幅に連動して、市長が別に定める。

(融資の申込み)

第10条 融資を受けようとする者(以下「申込者」という。)は、所定の借入申込書及び必要書類を取扱金融機関に提出するものとする。

2 前項に規定する申込みは、市又は登別商工会議所を経由することができる。

(融資の決定)

第11条 取扱金融機関は、借入申込書に基づき、所要の調査を行ない融資の可否を決定し速やかに申込者に通知しなければならない。

(融資契約)

第12条 資金融資については、取扱金融機関と申込者との間の契約（以下「融資契約」という。）により行うものとする。

(融資の取消)

第13条 取扱金融機関は、融資を受けた者が融資契約に違反したとき、又は融資を受けた者の融資申込みについて不正、虚偽の行為があったことが判明したときは、直ちに融資を取り消し、資金を償還させると共に、以後は融資の申込資格を与えないものとする。

(融資期間の延長手続)

第14条 融資を受けた者が止むを得ない事由により別表に規定する融資期間を延長しようとする場合には、融資期間の延長を取扱金融機関に申出し、所定の手続をとらなければならない。

2 前項の手続があった場合には、取扱金融機関は、その事由を調査した後、その可否を決定し、速やかにその旨を融資を受けた者に通知するものとする。

(融資状況等の報告)

第15条 取扱金融機関は、毎月10日までに融資状況等を市長に報告しなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（昭和56年訓令第8号）

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年訓令第13号）

この要綱は、昭和58年1月1日から施行する。

附 則（昭和60年訓令第10号）抄

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行し、昭和60年10月1日から適用する。

附 則（昭和62年訓令第2号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和61年7月1日から適用する。

附 則（昭和62年訓令第9号）

この訓令は、昭和62年6月20日から施行する。

附 則（平成元年訓令第9号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則（平成2年訓令第7号）

この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成4年訓令第9号）

この訓令は、平成4年6月1日から施行する。ただし、第9条の次に1条を加える改正規定は、施行の日以後、最初の北海道中小企業振興資金制度における経営合理化資金の利率の改定された日から施行する。

附 則（平成5年訓令第4号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年訓令第14号）

この訓令は、平成5年10月1日から施行する。

附 則（平成6年訓令第18号）

この訓令は、平成6年10月6日から施行する。

附 則（平成7年訓令第10号）

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年訓令第19号）

この訓令は、平成7年11月7日から施行する。ただし、この訓令による第9条の2第2項の改正規定は、第9条の2第2項の融資利率の改定規定にかかわらず、平成7年11月15日から施行する。

附 則（平成10年訓令第5号）

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年訓令第16号）

この訓令は、平成10年11月21日から施行する。

附 則（平成11年訓令第12号）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年訓令第5号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年訓令第7号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年訓令第2号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年訓令第2号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年訓令第12号）

この訓令は、平成16年10月18日から施行する。

附 則（平成17年訓令第8号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年訓令第1号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年訓令第12号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年訓令第4号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年訓令第9号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正後の登別市中小企業特別融資要綱の規定は、平成22年4月1日以後に融資の決定がなされた融資について適用し、同日前に決定がなされた融資については、なお従前の例による。

附 則（平成25年訓令第15号）

この訓令は、平成26年3月31日から施行する。

附 則（平成27年訓令第16号）

この訓令は、平成27年8月27日から施行する。

別表（第9条関係）

「登別市中小企業特別融資制度」融資運用等

1 一般事業資金

（1）融資対象

市内に事業所を有するもの又は市内に住居を有し室蘭圏に事業所を有するもので、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定するもの（以下「中小企業者」という。）

（2）融資条件

資金使途	運転資金	設備資金
限度額	1,000万円以内	2,000万円以内
融資期間	5年以内	12年以内
利率	別に定める率	別に定める率
償還方法	原則として割賦償還	原則として割賦償還（据置1年）

2 団体事業資金

（1）融資対象

市内に事業所を有する中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定するもの（以下「中小企業団体」という。）

（2）融資条件

資金使途	運転資金	設備資金
限度額	2,000万円以内	3,000万円以内
融資期間	5年以内	10年以内
利率	別に定める率	
償還方法	原則として割賦償還	

3 事業所開設資金

（1）融資対象

市内で新たに事業所を設けようとする中小企業者で、登別商工会議所中小企業相談所の経営診断を受け、当該資金の融資が適当と認められた中小企業者

（2）融資条件

資金使途	運転資金	設備資金
限度額	500万円以内	2,000万円以内
融資期間	6年以内	12年以内

利率	別に定める率	別に定める率
償還方法	原則として割賦償還（据置1年）	原則として割賦償還（据置2年）

備考 設備資金の資金用途については、事業の用に供する建物等の新增改築及び機械、装置の購入とする。

4 小口事業資金

(1) 融資対象

市内に事業所を有するもの又は市内に住居を有し室蘭圏に事業所を有するもので、中小企業者のうち中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第3項に規定する小規模企業者であり、北海道信用保証協会の小口零細企業保証制度（国の全国統一保証制度）の保証対象となる事業者

(2) 融資条件

資金用途	事業資金
限度額	500万円以内 (既存の全ての北海道信用保証協会の信用保証付き融資残高との合計で1,250万円まで)
融資期間	7年以内
利率	別に定める率
償還方法	割賦償還

5 小規模商工業近代化資金

(1) 融資対象

市内で店舗、工場等の近代化を行う、従業員20人（商業又はサービス業については5人）以下で、登別商工会議所中小企業相談所の経営診断を受け、当該資金の融資が適当と認められた中小企業者

(2) 融資条件

資金用途	設備資金
限度額	2,000万円以内
融資期間	12年以内
利率	別に定める率
償還方法	原則として割賦償還（据置2年）

備考 設備資金の資金用途については、商業は事業の用に供する建物等の新增改築とし、工業については事業の用に供する建物等の新增改築及び機械、装置の購入とする。

6 新分野進出支援資金

(1) 融資対象

新分野進出支援資金の融資対象は、次のいずれかに該当するものとする。

ア 現在事業を営んでいる事業分野（以下「既存事業分野」という。）とは異なる事業分野に進出する中小企業者並びに中小企業団体

イ 既存事業分野において、新製品を生産し、又は新サービスを提供する中小企業者並びに中小企業団体

ウ 既存事業分野において、製品の新たな生産及び販売の方式を導入し、又はサービスの新たな提供の方式を導入する中小企業者並びに中小企業団体

(2) 融資条件

資金使途	事業資金
限度額	1,000万円以内
融資期間	11年以内
利率	別に定める率
償還方法	原則として割賦償還（据置1年）